

平成 25 年 12 月 11 日

県政記者クラブ各位

宮城県産業復興相談センター

宮城県産業復興機構による債権買取案件の決定について

宮城県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、宮城県産業復興機構において、新たに 4 事業者の債権買取案件を決定しましたので、お知らせします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 11 日（金）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、宮城県中小企業再生支援協議会（公益財団法人みやぎ産業振興機構内）に「宮城県産業復興相談センター」を開設しました。また、同 12 月 27 日（火）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「宮城県産業復興機構」を設立しました。

宮城県産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達等を通じた事業の早期復興を支援します。

今回の案件をもって、宮城県産業復興機構の買取実績は、累計で 74 事業者となります。

▽事業者・支援の概要

○沿岸部の燃料販売業者。従業員 5 名。津波により本社、店舗設備が損壊、商品が全て流失。震災後、補助金の活用や地元信組、公的金融機関からの借入により設備を復旧し、事業を再開。本格的な復旧のため、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元信組が支援。

○沿岸部で飲食店を営む個人事業主。従業員 7 名。津波により店舗が被災、厨房設備、什器が全て損壊。震災後、地元信金からの借入により店舗を補修、厨房機器を購入し、事業を再開。本格的な復旧に向け、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもとで債権買取を行うもの。新規融資は地元信金が支援。

○沿岸部で菓子小売業を営む個人事業主。津波により店舗が被災、店舗内設備が全て損壊。震災後、補助金の活用や地元信組、公的金融機関からの借入により店舗を補修、設備機器を購入し、事業を再開。本格的な復旧に向け、今後必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもと債権買取を行うもの。新規融資は地元信組が支援。

○沿岸部で割烹店を営む個人事業主。従業員 12 名。津波により店舗が損壊、厨房設備、什器が全て流失。震災後営業を休止していたが、グループ補助金の活用に加え、地元地銀からの借入により、店舗を再建、厨房設備等を購入し、事業再開を計画。必要となる資金の調達を容易とするために、関係金融機関の支援のもと債権買取を行うもの。新規融資は地元地銀が支援。

◆宮城県産業復興相談センター（公益財団法人みやぎ産業振興機構）

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-30（日本生命勾当台西ビル 8 階）

Tel : 022-722-3858 Fax : 022-227-0187

<担当>

統括責任者補佐 星 康弘 中村 喬 九十九 敏充